

旭大橋下周辺の道路区域の利活用に関する
サウンディング型市場調査 実施要領

令和8年1月

長崎県 土木部

1 調査の目的

旭大橋は長崎市の中心市街地に位置し、その周辺には、長崎駅、アミュプラザ長崎、出島メッセ、長崎港ターミナル、夢彩都、長崎スタジアムシティなど、都心部として賑わい創出拠点が多く存在しています。

旭大橋の高架下を含むその周辺については、約 6,300 m²のまとまった敷地がありますが、これまで、西九州新幹線や長崎駅周辺の再開発事業の工事ヤード等で利用され、長崎駅周辺の再開発関連事業が一定完成に近づいている現在においては、駐車場として利用されている状況です。

そのような中、旭大橋下周辺については、今後旭大橋下の立地特性を生かした長崎駅周辺におけるさらなる賑わいの創出に資するような利活用を改めて検討しております。

旭大橋の高架下を含むその周辺用地を占有することによる利活用方法については、様々な方法が考えられますが、今回、その利活用方法について、民間事業者の意向や提案を確認することを目的に、サウンディング型市場調査（以下「本調査」という）を行うものです。

2 旭大橋下周辺の概要

- 位置：別紙1 参照
- 路線名：一般県道 長崎式見港線
- 所在地：長崎県長崎市尾上町 12 番地先
- 面積：約 6,300 m²
- 利用条件：別紙2 参照

3 本調査（対話）の対象者

対象者は、旭大橋下周辺利活用事業（以下「本事業」という）に対してご意見、ご提案があり、かつ、本事業への参画に意欲・関心のある個人又は民間事業者等とします。業種、業態は問いません。

4 スケジュール

本調査に関するスケジュールは以下のとおりです。

実施要領等の公表	令和8年1月26日（月）
説明会への参加申込（様式1）	令和8年2月2日（月）～2月 20 日（金）
説明会	令和8年2月25日（水）

質問票（様式4）の提出期限	令和8年3月9日（月）
質問票への回答	令和8年3月16日（月）
個別対話参加申込（様式2、様式3）	令和8年4月27日（月）
個別対話の実施	令和8年5月（別途調整）
結果概要の公表	令和8年6月以降

5 説明会の開催

本調査の実施内容の詳細について、以下のとおり説明会を開催いたします（申込が無ければ開催いたしません）。本説明会にて、本調査の内容等についてご説明いたします。また、説明後に質疑応答の時間をご用意いたします。

- (1) 日 時：令和8年2月25日（水）10時00分～（質疑応答含む）
- (2) 場 所：県庁1階 大会議室 A（長崎市尾上町3-1）
- (3) 留意事項：申込事業者の状況を各事業者へ周知するため、参加事業者リストへの記載を承諾いただいた事業者については、リストを当方にて作成の上、当日共有させて頂く予定です。
- (4) そ の 他：当日説明会に参加できない方は、「13連絡先」に示す宛先へ様式1を提出のうえ、個別にご相談ください。

※参加者希望者数により、日時・場所を別途調整させていただくことがございます。

※日時・場所が変更となった際は、参加希望者へ別途ご連絡いたします。

6 説明会への参加の申込み

本調査に関する説明会への参加をご希望される場合は、必要事項を「説明会参加申込書」（様式1）に記載のうえ、「13連絡先」に示す宛先まで電子メールにて提出してください。なお、電子メールの件名は「【説明会参加申込】旭大橋下サウンディング調査」としてください。参加申込期間は、令和8年2月20日（金）17時までとします。

7 実施要領等に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期間：令和8年3月9日（月）17時まで（期限厳守）
- (2) 質問方法：本調査に関する質問がある場合は、別添「質問票」（様式4）により「13連絡先」に示す宛先まで電子メールにて提出してください。なお、

電話・対面等による質問には対応しません。メールの件名は「【質問】旭大橋下サウンディング調査」としてください。

(3) 質問回答: 回答は、質問者の情報を非公開の上、長崎県 HP に掲載します。

8 個別対話の開催

(1) 日時: 日程は申し込み後、個別に調整いたします。個別対話期間内での実施が難しい場合は、期間外の日時も含め、日程調整の上で実施します。

(2) 場所: 長崎県庁会議室またはオンライン

※会議室名は個別にご連絡いたします。

※Web 会議システム (Microsoft Teams) を活用したオンライン形式による実施も可能とします。オンライン参加希望者に対しては、「対話参加申込書」受理後、個別にアドレスを送付いたします。

9 個別対話への参加申込み

本調査の個別対話への参加をご希望される場合は、必要事項を「個別対話参加申込書」(様式2)に記載し、「13連絡先」に示す宛先まで電子メールにて提出してください。なお、電子メールの件名は「【個別対話参加申込】旭大橋下サウンディング調査」としてください。参加申込期間は、令和8年4月27日(月)17時までの期間内とします。

10 個別対話の内容

以下の(1)及び(2)の内容を記載した調査票(様式3)の提出を受け、ご意見・ご提案内容についての対話を予定しております。提案の際は、利用条件(別紙2)にご留意ください。なお、県としては、通常の道路占用許可による賑わい創出に資する早期の利活用を原則としておりますが、提案内容により、ほこみち制度を活用した利活用についても検討したいと考えています。

(1) 本事業への参画について

①本事業への参画意向

②本事業への参画形態・関わり方(運営、管理、業種、その他)

(2) 提案内容

【1】道路法第32条第1項に基づく道路占用許可による利活用について

①利活用希望の有無及びその理由

(有りを選択した場合は、②への回答をお願いします)

②通常の道路占用許可による利活用について(具体的な想定)

ア 利活用内容(面積、期間、建築物の有無、整備方法、概算事業費等)

イ 想定する利活用の波及効果や県の施策との合致

- ウ 管理・運営計画（集客方法や広報手段含む）
- エ 事業スキーム（資金調達方法、事業収支など）
- オ 事業スケジュール

【2】道路法第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路（以下「ほこみち」という）制度を活用した道路占用許可による利活用について（※一定条件の下、占用料を減免した道路占用許可による利活用）

- ①ほこみち制度利用希望の有無及びその理由
（有りを選択した場合は、②への回答をお願いします）
- ②ほこみち制度を利用した利活用について（具体的な想定）
 - ア 利活用内容（面積、期間、建築物の有無、整備方法、概算事業費等）
 - イ 想定する利活用の波及効果や県の施策との合致
 - ウ 管理・運営計画（集客方法や広報手段含む）
 - エ 事業スキーム（資金調達方法、事業収支など）
 - オ 事業スケジュール
 - カ ほこみちの利便増進誘導区域指定範囲（旭大橋下周辺の道路区域に加え、利活用する道路区域（別紙1のほこみち追加想定区間内））
 - キ ほこみち制度に関する利用条件（別紙2利用条件Ⅳ.1①・②，Ⅳ.3）への対応方法
 - ク 沿道周辺住民との合意形成の方法

【3】その他

- ①上記【1】、【2】以外の条件による利活用方法
- ②旭大橋下の利活用に関する意見、要望

※様式3については、令和8年4月27日（月）17時までに、「13連絡先」に示す宛先まで電子メールにて提出してください。なお、電子メールの件名は「【調査票提出】旭大橋下サウンディング調査」としてください。

11 個別対話結果の公表

結果については、概要の公表を予定しています。公表にあたっては、対話参加者名及び調査票そのものは公表せず、対話参加者のノウハウに配慮し、事前に対話参加者へ公表内容を確認いたします。ただし、対話参加者のうち、企業名の公表を承諾いただいた場合は、対話結果と併せて企業名を公表することもあります。

12 留意事項

- ① 対話の参加に要するすべての費用（回答票作成、説明会や対話参加時の交通費等）は対話参加者の負担とします。

- ② 提出していただいた資料は返却致しません。
- ③ 対話への参加実績は、今後予定している事業者公募において評価の優位性を付与するものではありません。また、ご意見・ご提案の内容は、必ずしも本事業に反映されるとは限りません。なお、対話でご意見・ご提案いただいた内容については、事業者公募の際に履行していただく義務はありません。
- ④ 必要に応じて、追加の対話をお願いする場合があります。
- ⑤ 対話は本県職員で実施し、対象者から取得した情報を目的以外の用途で使用することはありません。
- ⑥ 対話の実施に当たり、対象者が知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを固く禁止します。

13 連絡先

- ・申込及び調査票等についての問い合わせ先

連絡先：長崎県 土木部 都市政策課（担当：鴨川、後藤）

所在地：長崎県長崎市尾上町3番1号

電話：095-894-3033（電話の対応は、平日の9:00～17:00とします）

E-mail：s08180@pref.nagasaki.lg.jp

- ・道路占用やほこみち制度についての問い合わせ先

連絡先：長崎県 土木部 道路維持課（担当：管谷）

所在地：長崎県長崎市尾上町3番1号

電話：095-894-3142（電話の対応は、平日の9:00～17:00とします）

E-mail：s08130@pref.nagasaki.lg.jp